

## 第7回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

1 日時：令和3年6月29日（火）13時00分～16時00分

2 場所：オンライン会議

3 出席者：

委員：西原座長、伊東副座長、井上委員、加藤委員、神吉委員、田尻委員、野田委員、  
浜田委員、村田委員、工藤委員、仙田委員、石坂委員、新居委員、渡邊委員  
文化庁：柳澤国語課長、竹下専門官、増田日本語教育調査官、  
津田地域日本語教育推進室長補佐、北村日本語教育専門職、藤田計画普及係長

4 概要

前回会議までの日本語教育機関の類型化及び報告概要案に関する議論を踏まえ、地域における日本語教育の現状について事務局から説明があった。続いて、「類型「生活」の評価の流れ」、「指定日本語教師養成機関」、「日本語教育実習」、「報告概要案」について、資料に基づき事務局から説明があった後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

### 日本語教育機関の類型化について

#### ・類型「生活」の評価について

今まで地域の日本語教育に貢献してきた市民の活動の不利益とならないような配慮は必要。一方で、地域における日本語学習の拠り所として、認定日本語教育機関が行政の責務において設置されなければならない。その上で、都道府県単位で支援を行うことが極めて重要であり、日本語学習者たちが日本中どこにいても日本語を学びたいときに学ぶことのできる体制が整備されていくことが大切である。

地域の日本語学習支援体制を整えるため、総括コーディネーターや地域日本語教育コーディネーターを一定期間、長期的な視野を持って働けるような安定したポストとして位置付けることが大事。

類型「生活」の評価項目のうち教員要件では、「都道府県に1人以上コーディネーター又は公認日本語教師を配置」とされているが、このコーディネーターが、文化庁で養成を支援している地域日本語教育コーディネーターのことを指す場合、必ずしも公認日本語教師の資格を有する者ばかりではないのか。今後は公認日本語教師かつコーディネーター研修修了者ということが要件になっていくのか。また、類型「生活」日本語教育機関の評価項目のうち、教員要件の、各教室に1人以上公認日本語教師の配置が努力義務とされている部分は、すぐに必置とすることが難しくとも、時限的な規定を設け、必置の方向に進んでいく流れを報告書に盛り込むべき。

浜松市が実施している地域の日本語教室は、日本語教師に時間給で謝金を支払い対応しているため、雇用の継続や教師のモチベーションの維持・向上が難しく、数の確保も難しい。そのため、例えば1クラス20人という規模で、そこに日本語教師1名を必置とすることを国で定めることにより、必要な絶対数も確保しやすくなり、教師の活躍の場も広がるのではないかと。

資料2の1枚目類型「生活」の評価のスキームに関して、国が認定するものとはいえ、民間企業等が担うことが想定される第三者機関が、各自治体の施策の評価・点検を行うことは、行政的問題はないか。

可能性としてはあり得る。具体的には、設置義務をどの程度の義務付けとして実施するかということに関わり、ある程度外国人に対する言語保障を義務付けた上で、日本語教育機関を都道府県に設置するというのであれば、権限の整理次第で義務付けも可能である。また、義務付けという形をとらずとも、第三者機関がチェックし、都道府県に指導・助言を行うというような形もあり得る旨、事務局から回答があった。

地域の日本語教育の体制を整えるためには、公認日本語教師がどの程度必要になるのかという数的根拠を示すべきではないか。公共政策として進めていくに当たり、最終的な望ましい形と、その実現のための公認日本語教師の必要数、さらにそれに伴う確保の見通しの根拠を示して議論する必要がある。

公認日本語教師の今後の必要数については検討する必要がある。文化庁の実態調査にて、学習者に対する日本語教師の数はデータとして示されており、今後、日本語学習者が今の割合で増加していくことを鑑みると、少なくとも今後5万人～6万人の日本語教師を確保していく必要があると考えられる。現状の日本語教師養成機関がすべてそのまま指定日本語教師養成機関として認定されるかは別の議論だが、現状では少なくとも数万人単位での養成が行われており、データの推移を踏まえると、ある程度の公認日本語教師の数は確保できると考えられる旨、事務局から回答があった。

地域の日本語学習者が、どのような日本語を身に付けることを希望しているかという学習者のニーズについてまとめているデータはあるのか。

文化庁としては、学習ニーズの調査は行っていないと、事務局から回答があった。

類型「生活」における日本語教育機関の評価項目のうち、教員要件について、コーディネーターとは地域日本語教育コーディネーターを指すと思われるが、公認日本語教師は含まれるのか。

文化庁では、日本語教育人材の整理を行った際、ある程度地域でコーディネーターとしての素養等を身に付けた上で、地域日本語教育コーディネーターという名称の中で活躍いただくことが議論された。日本語教育の素養を持ちつつ、地域の中でコーディネーター力を持つ人材の確保が必要であるという議論がなされ、我々としても、公認日本語教師とコーディネーターの両方の資質・能力を持つ者を各地方公共団体ではできるだけ確保いただきたいと考え、評価項目として記載した。そのため、「または」という表現の適否について御意見を踏まえながらも一度見直したいとの旨、事務局から回答があった。

資料1において、地域における日本語教育機関が示されており、この中から類型「生活」の対象となる施設が絞られていくと思われるが、現状存在する機関のうち、類型「生活」の対象となり得るものはどの程度を想定しているのか。

現状、文化庁にて全ての機関の詳細を把握していないため、対象となり得る機関数等については不明である。主な対象としては、地方公共団体が設置するもの、また場合によっては、地方公共団体が国際交流協会等に委託して地域における日本語教育を実施しているものを考えている旨、事務局から回答があった。

資料2の類型「生活」日本語教育機関の評価項目のうち、審査項目として都道府県の基本方針・計画が挙げられているが、文言として、地域の日本語教室を支援することでいわゆる公的な役割を果たしているという記載に留まる都道府県もまだ多くあるのではないかと。国や地方公共団体の責務として日本語教育施策を推進していくということであれば、単に基本方針の有無に限らず、その内容についても確認する必要がある。

指摘は妥当であり、基本方針・計画の有無のみを確認するのではなく、都道府県としてその域内の日本語教育をどのような形で支援し機能させていくか、域内全体の日本語教育水準を維持・向上していくかを確認したいと考えている旨、事務局から回答があった。

資料2において、都道府県が、「域内の日本語教育の体制整備を実施」とされているが、昨今のオンライン授業等の増加を鑑みると、今後都道府県の垣根を超える形での取組が広がっていく可能性も想定していく必要がある。都道府県の領域を超える場合には、文化庁国語課に申請など、整理が必要ではないか。

資料2の都道府県の教員要件について、公認日本語教師兼コーディネーターという者もいるが、コーディネーターの役割のみを担う者が配置されるケースも想定される。その場合、コーディネーターとは別に公認日本語教師も別途配置される必要があると考える。

各都道府県にどの程度日本語教師が存在するかという現状は把握しているのか。都道府県に核となる拠点を整備していくことは望ましいと考えるが、外国人の人口比率や日本語教育への考え方は都道府県や市町村で異なっているため、資料2の評価項目の教員要件、教員数において、全ての都道府県に日本語教師を置くことが現実的かどうかを含め、議論する必要があるのではないかと。

## 日本語教師の資格化について

### ・指定日本語教師養成機関について

資料5の別紙1において、大学等の日本語教師養成コースと専門学校等の日本語教師養成コースが二本柱で指定日本語教師養成機関として明示されているが、資料3の指定日本語教師養成機関審査項目(案)を見ると、大学と比較して専門学校等の日本語教師養成コースに関する比重が大きい。大学については設置審査や認証評価の審査項目に関しての説明が必要ではないか。

資料3の審査項目については、文化庁届出日本語教員養成研修機関の審査項目をベースにしているものの、大学においても同じ観点で審査できるものと考え記載している。そのため、審査項目について、大学認証評価制度等の関係から、大学の場合にふさわしい項目・表現、また審査が難しい、実態にそぐわない項目などあれば御意見をいただきたい旨、事務局から回答があった。

「新たに確認が必要となる項目例」のうち、「4.教育実習の実施機関及び実施計画、実施実績」は、日本語教師養成機関において最も重要な項目であると考え。理由としては、日本語教師を採用する日本語学校側としても、その養成機関がどの程度実習時間を設けているか、どれだけ力を入れているかということが日本語教育人材の能力を測る一つの指標となるためである。また、これから養成機関を受講しようとする者にとっても、実習時間等は非常に重要情報であり、文化庁や第三者機関がきちんと内容にまで踏み込んでチェックした上で、受講生や採用する学校側に情報が公開されるようなシステムになっていることが望ましい。

#### ・日本語教育実習の仕組みについて

教育実習担当教員の資格は問うのか。文化庁の調査においても、現場に知見のない者が大学で日本語教師養成に関わっているケースがあることが表れており、教育実習担当教員に判定が委ねられる実習の単位は大きいと、当該教員の資格は問うべきではないか。

現状、教員要件は問わないと考えている。当然、養成課程における教育実習の担当教員は、現場についてよく理解していることを実績等の経歴等の中でも確認しながら、ノウハウをより持っている方がふさわしいと考えるが、その点を義務付けて拘束できるかということについては検討を要する。大学においても、教員養成課程の実習担当の指導教官が必ず教員免許を持っているわけではないことから、ある程度の専門性を有し、現場を理解した上で適切な指導を行えるかという観点で担当教員が選ばれることが望ましい旨、事務局から回答があった。

日本語教師養成課程の修了生が全員そのまま日本語教師となっているわけではなく、日本語教師として就職しても、待遇の問題から3年程度で退職してしまうという実態もある。専門学校等を修了して日本語教師になる者、大学等を出て日本語教師になる者の数的データがあれば今後の参考としたい。

大学の日本語教師養成課程の修了者の進路については、文化庁で調査は行っていないものの、文化庁届出受理日本語教員養成研修の修了者に関するデータは、文化庁として集計しているものが存在するため、事務局で検討し、場合によっては当該データを共有する旨、事務局から回答があった。

資料4の教育実習担当教員について、大学1課程につき1人以上、専門学校1コースにつき1人以上と記載されているが、この1人以上とは、例えば1つの機関に複数の日本語教師養成課程が存在する場合、同じ者が兼任できるのか。

複数の課程が存在する場合、同じ者が兼ねることは可能であり、その課程において少なくとも1名は指導等を行うことのできる者を配置すべきという意図である旨、事務局から回答があった。

実習指導者の数は実習生20人につき1人以上とされているが、この実習指導者は教壇実習の指導者という意味であり、その場合、教育実習担当教員と同じ者、もしくは、実習施設の教師など別な者であっても良いのか。

教育実習については日本語教育機関等の現場に依頼するケースも想定されるものの、現場においても少なからず実習生を指導できるような実習の場における指導者を置くことが望ましいことから、20名につき1人という条件を記載した旨、事務局から回答があった。

クラス指導について、原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導とされているが、このクラス指導はオンラインの授業も含まれるのか。今後オンライン授業での対応ができるように、文言等を工夫していただきたい。

令和2年の報告書においても原則として対面によるものと整理されていることから、基本的にはオンライン授業は含まず、対面によるものを前提としている。オンライン授業を行うことのできるスキル自体は非常に重要だと考えているが、あえて教育実習という時間が限られたものに対して対面で、生徒の動きや表情を読み取りながら実習を行うことの意味合いは多分にあり、その中でオンライン授業が望ましいかということは慎重に考えるべきである。ただし、ICTの発展の状況を鑑み、今後検討していくことが望ましいと考え、事務局から回答があった。

教壇実習に関わる教員の数が実習先20人につき1人以上というところだが、実際、大学で行われている教壇実習を告示校が担うケースが増えている。このような重要な役割を担うにも関わらず、相応の対価がほとんどないのが現状であるため、今後議論が必要。

実態として養成課程を修了する者が2万人いるとすれば、教壇の場所を20人1クラスと設定すると、1,000クラス程度必要となるが、その確保は見通せるのか。見通しを考えた場合、オンラインも含めて検討する可能性はあり得るのではないか。

教壇実習先として告示日本語教育機関が挙げられているが、告示機関で実習を行うことが可能であると、出入国在留管理庁とはきちんと調整がついているのか。

今回の報告書作成にあたって出入国在留管理庁に確認をとっているものではないが、少なからず通常授業を行っていきにあたり、教育目標・内容について指導教官が付いており、教育内容が学習者に対して担保ができるのであれば、その授業自体の目的は達成しているため、現存の法務省告示校の授業を活

用する形で実習を行うこと自体は、特段問題はないと考えているものの、改めて出入国在留管理庁にも確認する旨、事務局から回答があった。

### 報告概要案について

今回の報告書案について、類型「生活」の対象となる日本語教育機関はあくまで公的な性質を持つものであり、いわゆるボランティアの方々やNPO法人を立ち上げて取り組んでいる教室は対象外であるということ、また、類型「生活」の対象となる日本語教育機関があくまで拠点として活動している機関のうち、希望に基づき申請するものであり、要件を満たさない公的な日本語教室というものが枠組み上、認められているということが読み取れる記載になっているため、現在自治体として取り組んでいる日本語教室に混乱を招くようなことは事態にはならないということが明確に記載されていることは非常に良い。

非常勤として勤務している地域のコーディネーターが常勤となり、職業として成立することの実現については、自治体の努力に任せることしかできないのか。日本語教育機関に公認日本語教師を配置していくということは報告書の中でも明記されているが、財政的にきちんと成り立つことが必要である。

国でできることとしては、既存の体制づくり事業等を拡充していくということが考えられる。この事業は、活用することで県や県内の市町村にとっても非常に有意義であろうと感じる一方で、多くの自治体から手が挙がっているわけではないという現状もある。国の事業の充実と共に、自治体自身にも法律に書かれている責務を踏まえながら、自らの課題と捉えて取り組むような働きかけをしていく必要がある旨、事務局から回答があった。

類型「生活」の主な申請主体に関して、「公的な性質を持つ」という文言はもう少し詳細に書き込むべきではないか。

また、「希望に基づき申請する」という表現に関して、「公的な性質を持つ」ということであれば、継続的に安定的に日本語教育が行われている状況を整えていくためには、何らかの措置が必須である。その場合、「希望に基づき」という表現があることによって、それぞれの自治体や実施主体である団体にやってもやらなくても良いと誤解されないように、国としての姿勢を文言として打ち出していくことが望ましい。

類型「生活」の対象としては法務省告示校も含まれるものだと理解しているが、「公的な性質を持つ」と記載された場合、法務省告示校等は対象外であるという印象を受ける可能性があるため、脚注で「法務省告示校等も含む」など対象となる機関を例示することはできないか。もしそれが難しければ、法務省告示校がどのように関わっていけば良いのかを明示するような記載がなされることが望ましい。

類型「生活」の対象として想定しているものは、自治体が主体となって実施しているものである。自治体が法務省告示校等に対して委託する可能性があるが、その場合でも基本的に主体はあくまで自治体であるため法務省告示校等を主体として例示することは難しい旨、事務局から回答があった。

試験の一部免除及び教育実習の免除について、「筆記試験 及び教育実習を免除することができるものとする」と書かれているが、これは日本語教師養成課程の中で既に教育実習が行われているという前提があつての話だと考える。その前提を明記した上でないと、誤解を生むのではないか。

日本語教師の資格の部分に関して、学校教育における特別な教育課程の日本語教育の支援の記載がないため、学校教育についても触れていただきたい。また、それに伴った特別の教育課程の中での公認日本語教師の位置付けについても触れていただきたい。

本制度は専ら日本語教育を行う機関を対象としており、また、学校教育における特別な教育課程の扱いについては、省内における会議で議論が進められており、学校教育法体系の中で教育や人材について議論されることだと考えているため、現段階の文化庁の報告書の中で明記することは想定しておらず、今後の検討課題であるということと言及するに留める旨、事務局から回答があつた。

「学士以上の学位」の部分で、保育士や福祉従事者が公認日本語教師の資格を取得して、より多様な日本語教育の支援を行うということは非常に重要であると考えているが、報告書に記載されているということは、こういった方々を、専ら日本語教育を行う機関である類型化の範囲内で雇用することを促進する仕組みを作っていくという意図で記載しているのか。

資格を持って様々な活用をする場の一つとして、保育士や同じ短大種で取れる資格のある福祉従事者を捉えていたため、保育士、福祉従事者を例として記載している。また、機関についても、専ら日本語教育を行う機関に限らず、資格の活用の場の例を想定して書いていたため、議論の整理を含めて一度検討する旨、事務局より回答があつた。

評価基準の検討については、日振協の第三者評価基準や JAMOTEC の ISO 等を参考にするという部分について、これは、参考にした上で異なる基準を作るということか。それとも、上述の評価制度を参考に、これらの評価制度を持っていれば良しとするということか。両義的に解釈できるので、その点を明確にすべき。

第三者評価の基準については、そもそもの事務局での評価基準の検討の際に参考にしたという意味で記載していたものであるため、文言の適正化を図る旨、事務局から回答があつた。

別途新しい評価制度が成立した場合、既存の評価制度の基準をクリアしている学校は考慮されず、すべて新しい評価制度で評価されるということになるのか。

新たにつくられる類型化の制度における審査項目については、標準的な基準として議論をしている一方で、日振協の第三者評価や JAMOTEC の ISO については、優良な機関を認定する制度だと考えているため、そもそもの評価の目的が異なる旨、事務局から回答があつた。

支援について、一方的に義務のようなものが増えるばかりで、支援として具体的に何がなされるのか提示がないと、日本語教育機関等が類型化等に臨むモチベーションが上がらないのではないかと。

財政支援も支援の一つだと思うが、それ以外にもこれまでの議論であったように、国として研修の機会を確保することで全国にいる公認日本語教師の支援を行っていく観点等もあると考えているため、直接的な財政支援以外も含んだ全体的な支援としてどういったものがあるか考えていきたいが、支援の内容については、財政当局との調整や各省との調整も必要であり、国としてこの部分に財政支援を行うということを明言できるものではない旨、事務局から回答があった。

#### その他

資料1の日本語学習者数を見ると、日本語学習者は在留外国人のおよそ1割であり、9割は日本語学習者ではない。その9割の方たちの日本語能力や日本語教育に関する基本的なデータ・情報がなくては十分な制度設計ができないのではないかと。そのため、文化庁国語課または政府として、外国人又は非母語話者の日本語学習・日本語能力の現状をきちんと調査し、エビデンスベースの政策を作る流れを作っていただきたい。そのことについて報告書の中に何らかの形で盛り込む必要があるのではないかと。